

仕様書

1 業務名

下鴨静原大原線支障枝撤去作業

2 業務目的

道路上に越境している支障枝の撤去

3 履行期限

令和8年9月30日まで

4 履行場所

京都市左京区静市静原町他 地内

5 業務範囲

別紙参照（箇所図、写真）

6 業務内容

- (1) 別紙箇所図、写真を参照し、道路上に越境している支障枝を撤去すること。
- (2) 着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。

7 支払条件

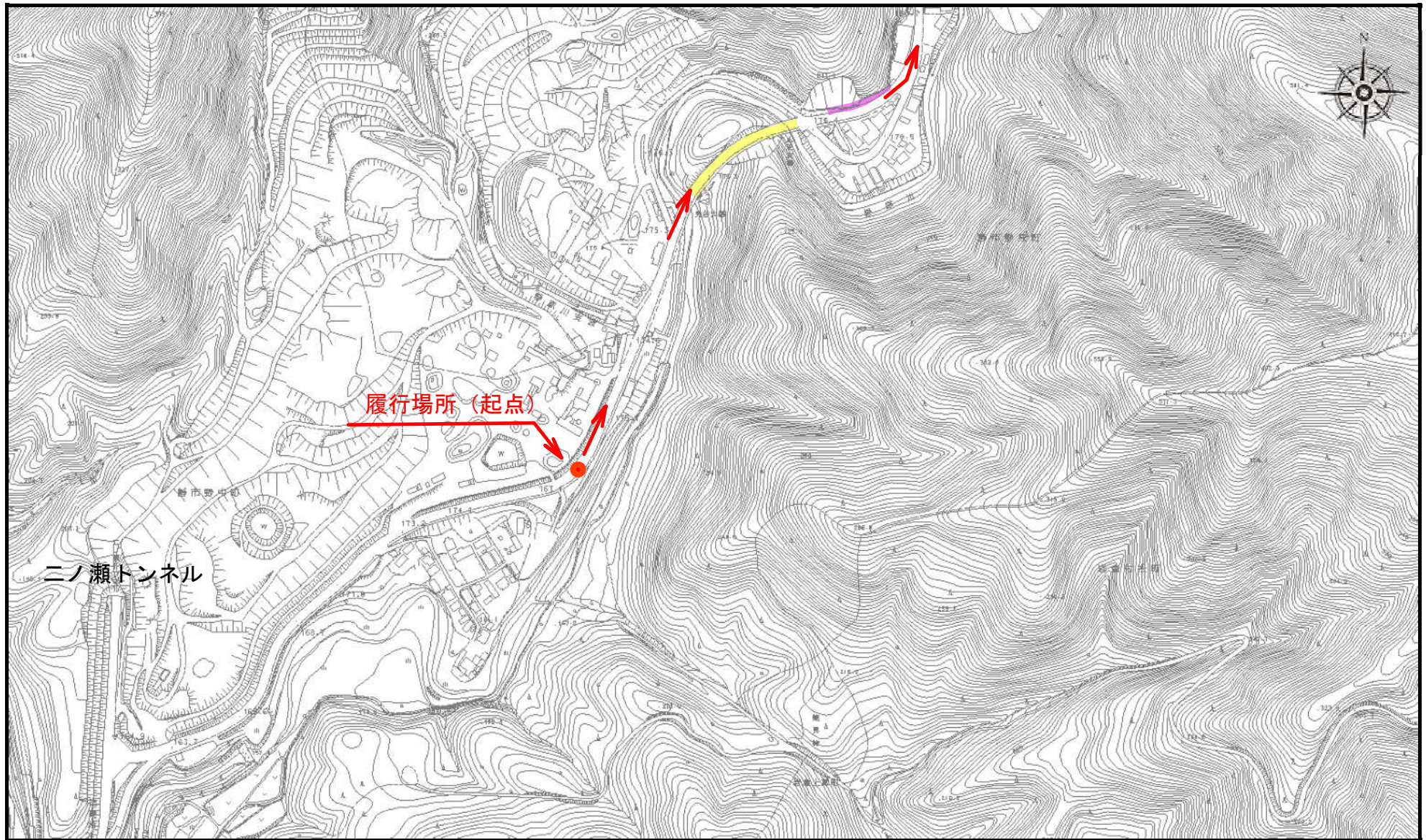
業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- (1) 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は本業務に含む。
- (3) 通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ作業すること。道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 近隣住民へ事前に工事ビラ等で周知すること。
- (7) 問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること
- (8) 家の塀や個人宅から越境しているもの、明らかに民有地に生育しているものは除く。判断がつかないものは本市担当職員と協議すること。

箇所図

別紙箇所図 1

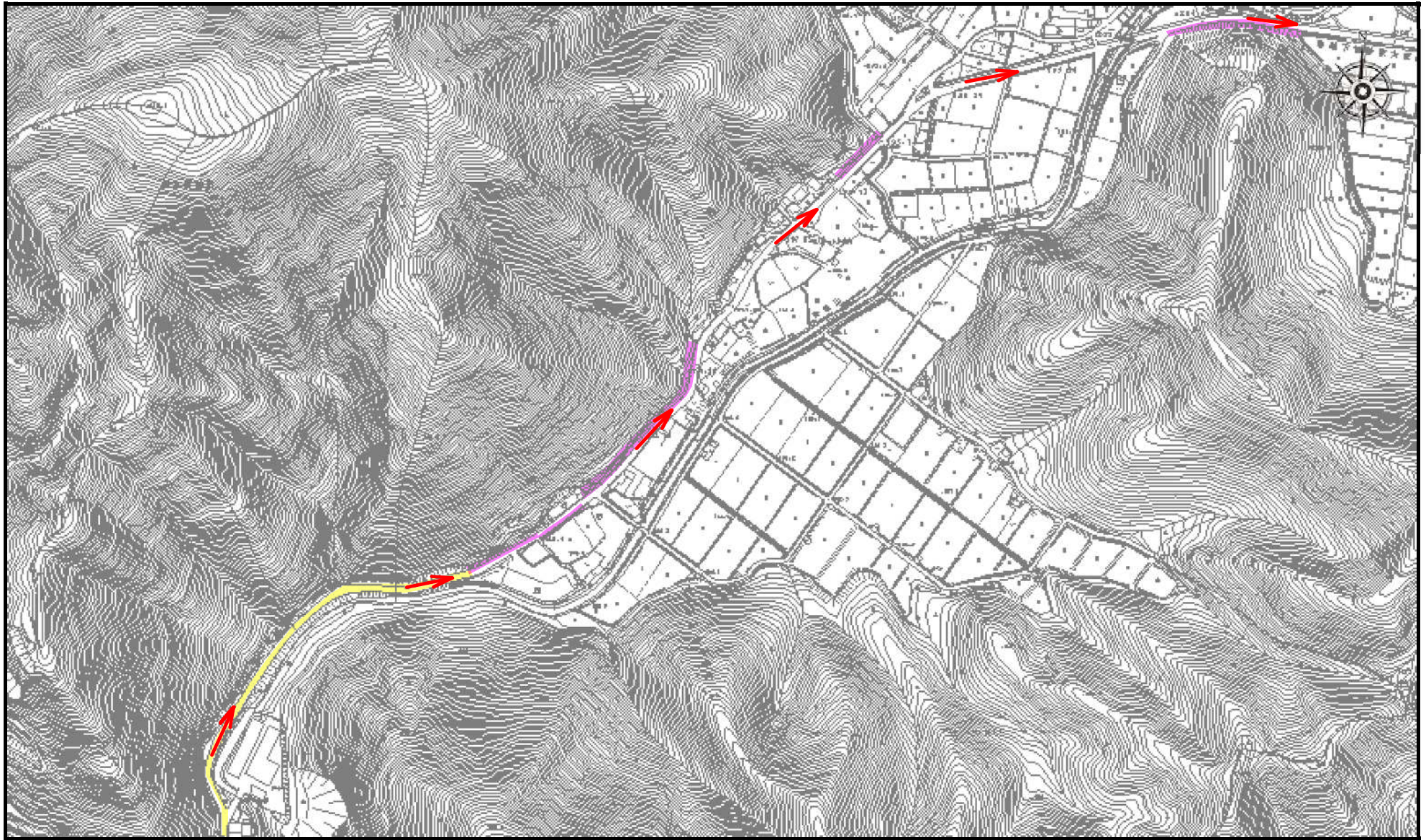


※両側、片側は目安であり、色がない箇所については別紙写真を参照し、対応すること。

両側
片側

箇所図

別紙箇所図 2

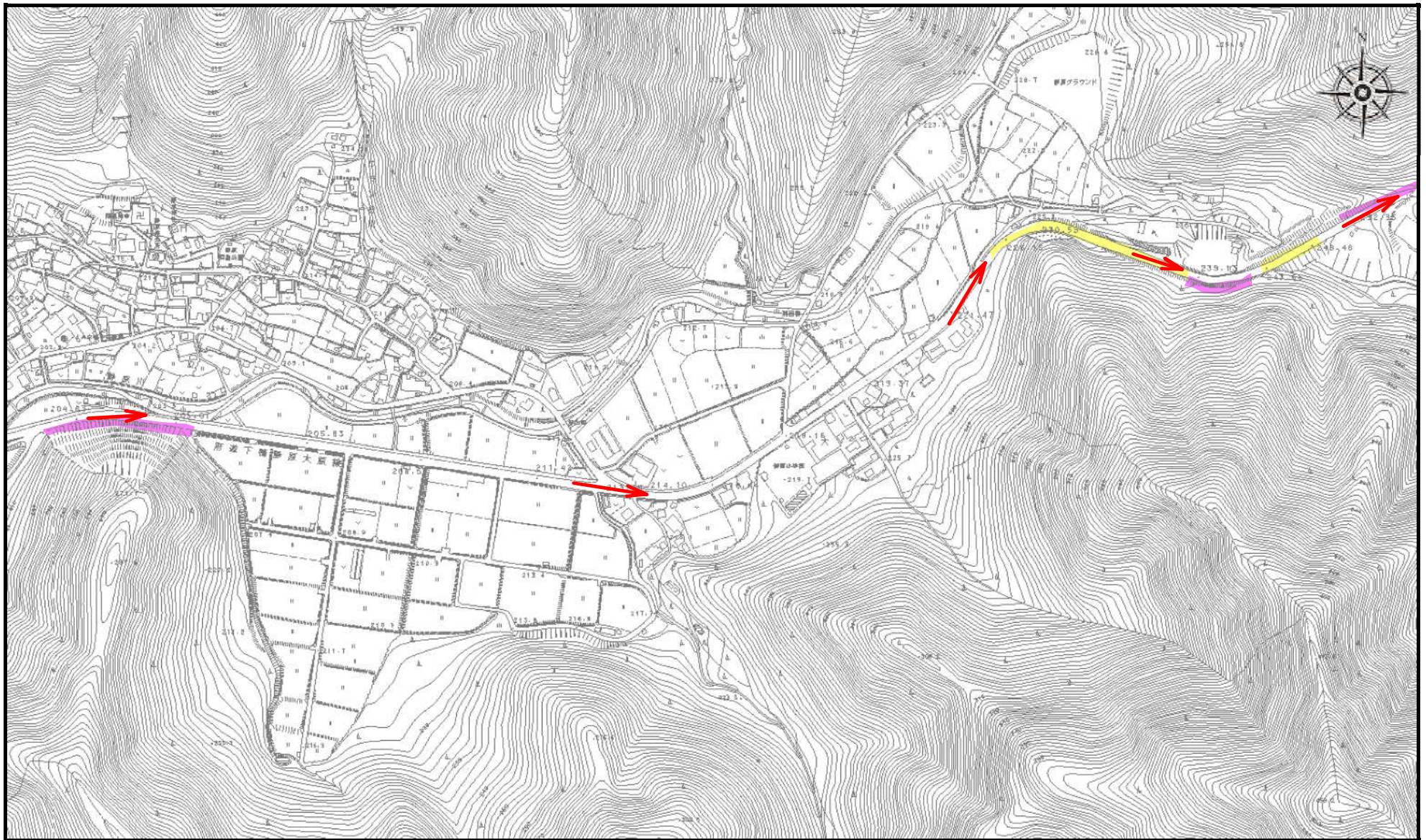


※両側、片側は目安であり、色がない箇所については別紙写真を参照し、対応すること。

両側
片側

箇所図

別紙箇所図 3

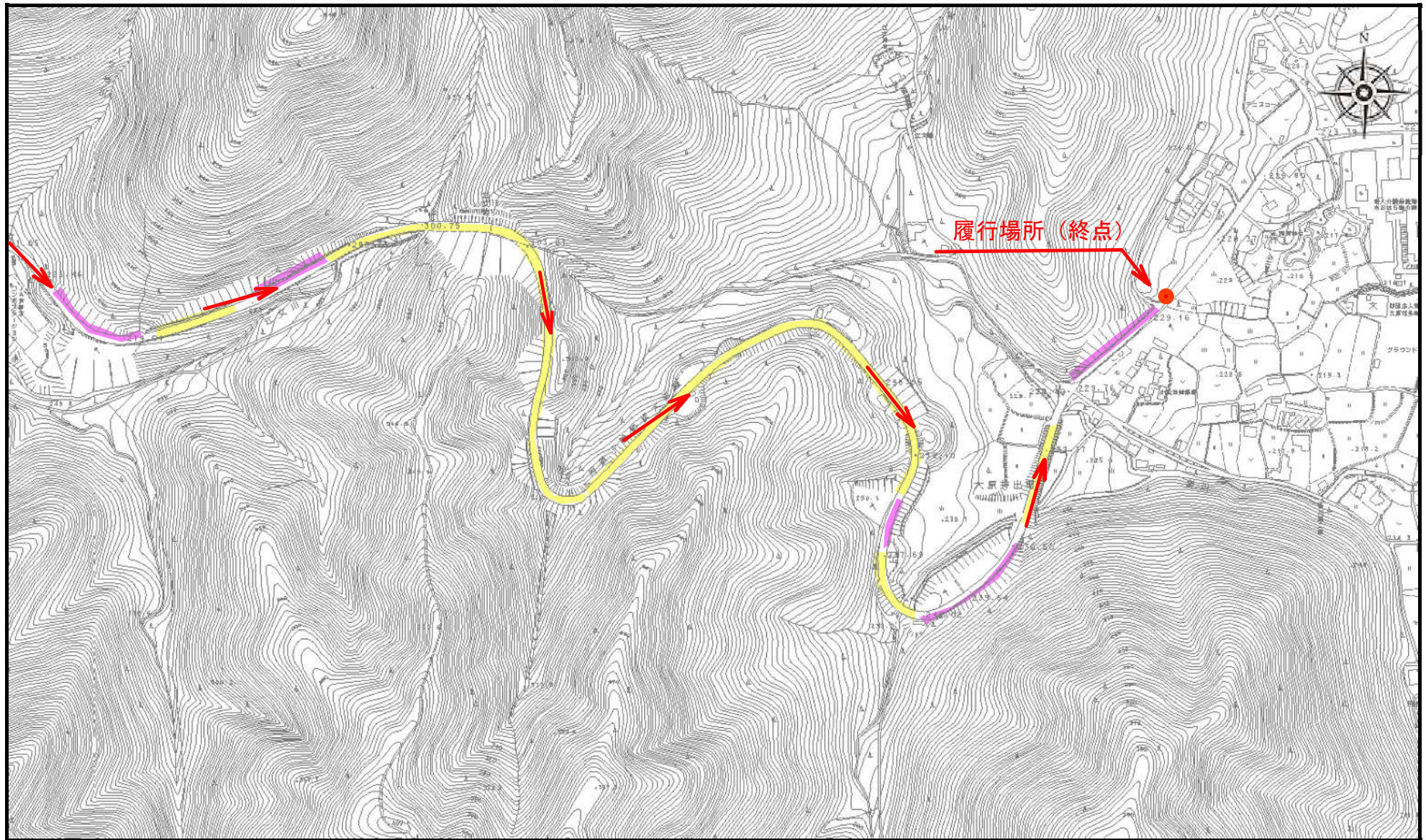


※両側、片側は目安であり、色がない箇所については別紙写真を参照し、対応すること。

両側
片側

箇所図

別紙箇所図 4



※両側、片側は目安であり、色がない箇所については別紙写真を参照し、対応すること。

両側
片側

別紙参考写真

ガードレール地際又はAS舗装端部から4.5m以下の支障枝の撤去

$h=4.5\text{m}$

$h=4.5\text{m}$









$h=4.5\text{m}$